

## 津市のこども園整備方針に対する意見・要望に係る検討結果及び 今後の進め方について

### 1 地域、保護者、関係団体等からの意見・要望に係る検討結果

平成28年2月9日に開催された津市議会全員協議会でお示した津市のこども園整備方針について、地域住民、保護者、保育所・幼稚園の関係団体等に説明会を開催し意見を伺いました。

説明会においては、津市立の幼保連携型認定こども園の開所時期、定員設定の考え方、利用者負担額の取扱い、施設整備の概要、こども園の運営や保育教諭の職務内容などについて意見や要望がありました。

今回、こうした説明会を通じて寄せられた意見・要望を受け、検討した結果は次のとおりです。

#### (1) 認定こども園の開所時期

保育提供量の拡充の必要性については、津市子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月策定）において、保育利用を必要とする子どもの保育必要量（量の見込み）を推計したところですが、平成27年度の保育利用の実績は、その推計した保育必要量を上回り、設定した保育提供量（確保の方策）では保育必要量を充足させることが困難な状況にあります。

特に、津地域においては当該事業計画で平成27年度に見込んだ0歳児の保育必要量の計画数値は365人でしたが、実績数値は413人となり、これに対して確保した保育提供量の実績数値は345人（計画数値342人）で、結果として68人分の不足が生じました。

なお、この68人の内訳としては、年度途中である平成27年10月1日時点における24人の待機児童と他に利用できる保育所があるものの特定の保育所を希望するなど保護者の様々な事情で利用を待つ子どもが44人でした。

また、1－2歳児については同様に65人分の保育提供量の不足が生じました。その内訳は、上記と同様に13人の待機児童と保護者の事情で利用を待つ子どもが52人でした。

【津地域】

3号認定子ども（0歳児） (人)

| 平成27年度         | 計画数値 | 実績数値 |
|----------------|------|------|
| ① 保育必要量（量の見込み） | 365  | 413  |
| ② 保育提供量（確保の方策） | 342  | 345  |
| ②－①            | ▲ 23 | ▲ 68 |

(内訳) { 24 待機児童数  
44 利用を待つ子ども数

※ 平成27年10月1日時点

【津地域】

3号認定子ども（1－2歳児） (人)

| 平成27年度         | 計画数値  | 実績数値  |
|----------------|-------|-------|
| ① 保育必要量（量の見込み） | 1,328 | 1,302 |
| ② 保育提供量（確保の方策） | 1,197 | 1,237 |
| ②－①            | ▲ 131 | ▲ 65  |

(内訳) { 13 待機児童数  
52 利用を待つ子ども数

※ 平成27年10月1日時点

- ※ 1 保育必要量：津市子ども・子育て支援事業計画に示す「量の見込み」  
保育提供量：津市子ども・子育て支援事業計画に示す「確保の方策」

- ※ 2 1号認定子ども：教育を希望する3歳児から5歳児  
2号認定子ども：保育が必要な3歳児から5歳児  
3号認定子ども：保育が必要な0歳児から2歳児

このように、津地域の3号認定子どもにおいて特に0歳児については、保育必要量の実績数値に対する保育提供量の不足が著しい状況にある中、子どもの受入れが限度に達している私立保育所においては、平成28年度及び平成29年度に拡充する保育提供量は現時点で19人が見込まれるものの、今後の保育必要量を充足させるには十分ではありません。

このことから、公立も保育提供量の拡充のため早急に手立てを講じる必要があり、その方策として（仮称）津こども園の整備を早期に着手し、平成30年4月の開所を目指します。

(2) 定員設定（1号認定子どもにおける3歳児の考え方）

これまで、津地域の津市立幼稚園では3歳児の保育を行っていませんでしたが、認定こども園を整備するに当たっては、0歳児から2歳児までの保育提供量を拡大し、保育利用が必要な子どもがスムーズに施設利用できる環境を整える必要があり、また、これに応じて3歳児の施設利用環境の充実も合わせて図らなければなりません。

このため、（仮称）津こども園については、まずは0歳児から2歳児の保育提供量の拡大によって受入増が見込まれる3号認定の2歳児が、安心して2号認定の3歳児として継続できる利用枠を確保しなければなりません。

また、幼保連携型認定こども園の特長として、2号認定の3歳児が保護者の事情等によって支給認定区分を変更する場合でも、退園せずに同一施設を継続利用することができるよう1号認定の3歳児枠を設ける必要があります。

加えて、保護者の多様なニーズに応えつつ、子どもの発達上の環境の面からも0歳児から5歳児までの連続した教育・保育の提供環境の実現が求められています。

こうしたことから、（仮称）津こども園には1号認定の3歳児の定員を設定するものであり、定員規模は4歳児及び5歳児の実績数をもとに3歳児から5歳児までの各学年を同数の40人とするものです。

また、白山保育園における3歳児の受入状況として、平成25年度から平成27年度までの3年間で最大の利用者数は35人、また、白山幼稚園は同様に44人であり、（仮称）白山こども園が当該地域における唯一の就学前施設で、白山地域における利用希望を漏れなく受け入れる必要があることから、3歳児の定員設定として2号認定子ども及び3号認定子どものいずれも40人が適切であると判断し80人に修正するものです。

これに伴って4歳児及び5歳児についても3歳児からの継続枠を確保するため、同数の定員に修正します。

#### （仮称）白山こども園の定員規模

【当初の整備方針で示した（案）】

(人)

|      | 利用定員 |      |      | 計   |
|------|------|------|------|-----|
|      | 保育認定 |      | 教育認定 |     |
|      | 3号認定 | 2号認定 | 1号認定 |     |
| 0歳児  | 12   | —    | —    | 12  |
| 1歳児  | 20   | —    | —    | 20  |
| 2歳児  | 28   | —    | —    | 28  |
| 3歳児  | —    | 30   | 30   | 60  |
| 4歳児  | —    | 35   | 35   | 70  |
| 5歳児  | —    | 35   | 35   | 70  |
| 計    | 60   | 100  | 100  | 260 |
| 現行定員 | 56   | 114  | 160  | 330 |

【今回の修正（案）】

(人)

|      | 利用定員 |      |      | 計   |
|------|------|------|------|-----|
|      | 保育認定 |      | 教育認定 |     |
|      | 3号認定 | 2号認定 | 1号認定 |     |
| 0歳児  | 12   | —    | —    | 12  |
| 1歳児  | 20   | —    | —    | 20  |
| 2歳児  | 28   | —    | —    | 28  |
| 3歳児  | —    | 40   | 40   | 80  |
| 4歳児  | —    | 40   | 40   | 80  |
| 5歳児  | —    | 40   | 40   | 80  |
| 計    | 60   | 120  | 120  | 300 |
| 現行定員 | 56   | 114  | 160  | 330 |

(3) 津市立の認定こども園における利用者負担額

本市では、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設である幼稚園や、保育所、認定こども園を利用した場合の利用者負担額（保育料）を津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則で定めています。

当該規則においては、保育所、幼稚園、認定こども園などの施設形態ではなく、1号認定から3号認定までの支給認定区分ごとに世帯の所得に応じた負担額を規定しています。

したがって、新たに整備する認定こども園は、公私を問わず、世帯の所得に応じた本則の利用者負担額を適用します。

(4) 津市立の認定こども園における1号認定子どもの利用者負担額の特例措置

一方、津市立幼稚園を利用している子どもに係る利用者負担額については、従来の定額（一律月額6,000円）から、最も高い階層では概ね3倍（月額17,600円）に達することから、急激な負担増を緩和することを目的に、特例措置として平成27年度から平成31年度まで5年間の経過措置期間を設け、継続して津市立幼稚園を利用する場合に適用しています。

このことから、津市立幼稚園が認定こども園に移行する場合、その時点で既に対象となる幼稚園に入園している子どもについては、当該幼稚園入園時に経過措置期間の特例措置の対象であるため、認定こども園移行後も、卒園までの間の特例措置を設けます。

また、白山、香良洲地域については、それぞれの地域で津市立幼稚園が1園であるため、当該幼稚園が認定こども園へ移行した場合、各々の地域内で利用者負担額の経過措置が受けられる津市立幼稚園を他に選択することができないことから、同様に特例的な経過措置を設けるものとします。

以上のことから、認定こども園へ移行する津市立幼稚園の利用者に係る特例措置を一覧に表すと次のとおりです。

ア 認定こども園に移行時の既入園者の経過措置の対象年度

|                              | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------------------------------|--------|--------|
| 津市立神戸幼稚園に平成29年4月入園する4歳児      | ○      | —      |
| 津市立高岡幼稚園に平成29年4月入園する3歳児      | —      | ○      |
| 津市立高岡幼稚園に平成30年4月入園する3歳児及び4歳児 | —      | ○      |

イ 認定こども園への移行により区域内に津市立幼稚園がなくなる場合の経過措置の対象年度

|                  | 平成 3 0 年度 | 平成 3 1 年度 |
|------------------|-----------|-----------|
| 白山地域（津市立白山幼稚園）   | ○         | ○         |
| 香良洲地域（津市立香良洲幼稚園） | ○         | ○         |

## 2 （仮称）津こども園の整備に係る今後の進め方

津市立神戸幼稚園の園舎を増築及び改修し、（仮称）津こども園として新たに整備するに当たり、次のとおりの対応を図ります。

なお、新たに整備する施設の概要は、現津市立神戸幼稚園の既存施設を活用した保育室の増築及び改修、食事の提供のための調理室の新設、子育て支援室の設置などで、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準に照らしつつ、当該こども園の運営に必要な設備等を整えます。

また、施設の名称については、広く市民の意見も聞き、今年度中に決定する予定です。

### (1) 工事期間中における津市立神戸幼稚園の保育場所

津市立神戸幼稚園の園舎の増築及び改修工事は、平成 2 9 年度に施工する予定であり、同工事期間中における同幼稚園児の保育については、津市立神戸小学校舎南棟 1 階に設置する仮設の保育室へ一時的に移動します。

### (2) 神戸地区放課後児童クラブ「みどりっ子」施設の移転整備

（仮称）津こども園の整備に伴い、開所後は保護者等の送迎車両の乗り入れの増加が予想されることから、十分な駐車スペースを確保する必要があります。

このため、津市立神戸小学校敷地内に設置されているプレハブ建築で老朽化が進んでいる「みどりっ子」施設（開所時点で築 2 6 年）については、改修した同校舎北棟 1 階の普通教室へ移転し、その跡地を含めて同校敷地に送迎用車両の駐車スペースを整備します。

### (3) 駐車場等の整備

2 号認定子ども及び 3 号認定子どもは、午前 7 時 3 0 分から受入れを開始し、1 号認定子どもは、午前 8 時 3 0 分から受入れを開始することから午前 8 時 3 0 分以降に登園のピークを迎え、定員規模に応じた相当量の送迎用車両の出入りが予想されます。

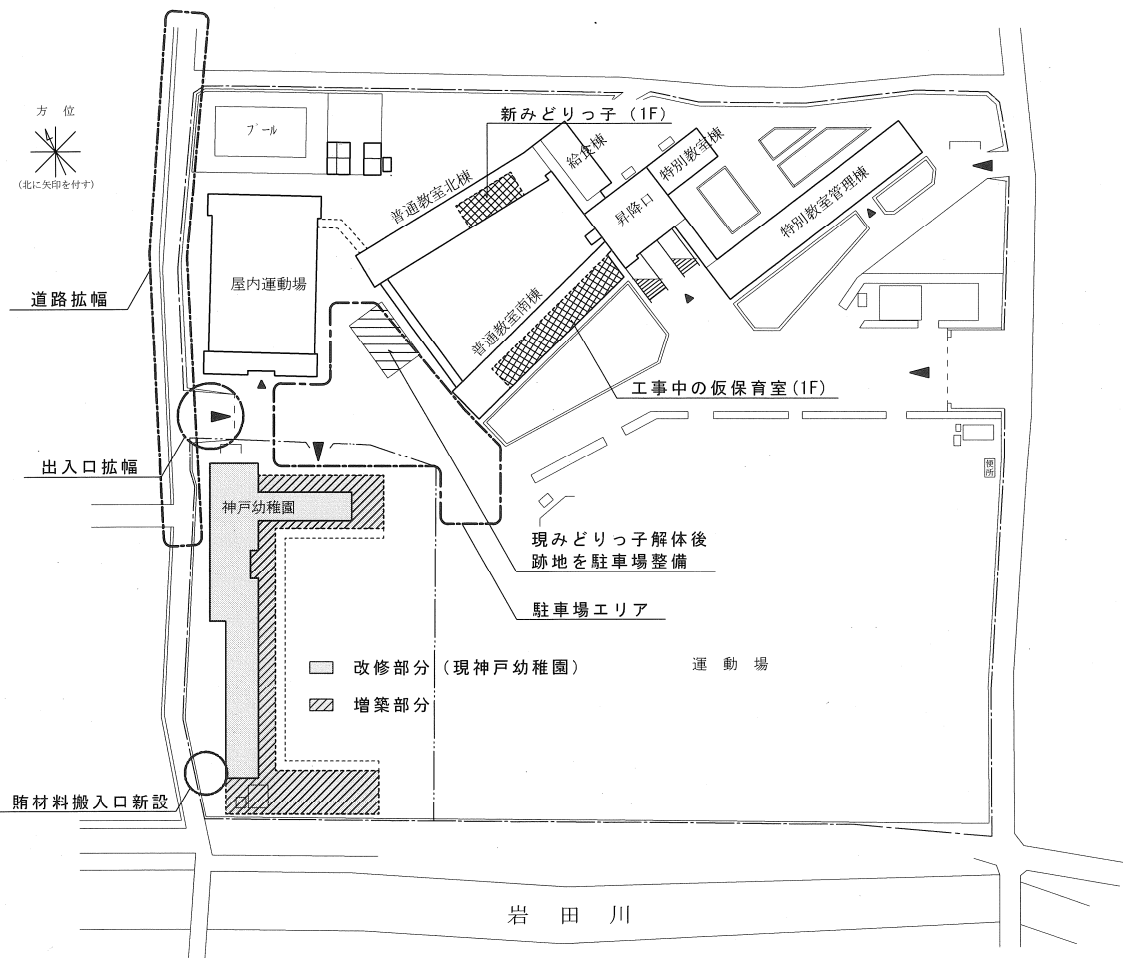
このため「みどりっ子」施設の移転後は、その跡地を含めて津市立神戸小学校敷地に送迎用車両のための駐車場を整備します。このことにより、駐車台数は現行の30台程度から、整備後は60台程度となります。

さらに、同こども園を利用する子どもを送迎するための車両通行が相当量増加することが見込まれることから、西側出入口の安全の確保と対面通行の円滑化のため同出入口の開口部を拡幅するとともに、当該送迎用車両の安全な道路通行を確保することを目的に、同出入口前の市道（市道神戸第33号線）の一部の拡幅を行います。

#### (4) その他整備

調理室への賄材料の円滑な搬入と津市立神戸小学校児童の安全を確保するため、新たに整備する調理室付近に搬入車両が進入するための搬入口を整備します。

#### （仮称）津こども園整備イメージ



### 3 保育教諭と運営上の課題

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条により幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならないと規定されています。

新たな職種である保育教諭の配置に当たっては、その勤務条件や職務内容を決めておく必要があります。また、認定こども園の運営に当たっては、夏季等の休業期間中の教育・保育内容の在り方、教材費徴収の取扱い、気象警報発令時の臨時休業の取扱い、保護者参加の行事の在り方などを決めておく必要がありますので、今後、現場の保育士や幼稚園教諭との意見交換も行い、関係団体等と協議の上、本年度中にこれらの事柄について決定します。

### 4 今後の対応

平成28年第2回津市議会定例会に提出予定の補正予算に、（仮称）津こども園の整備に向けた施設の増築及び改修に係る地質調査及び実施設計等に必要な経費を計上します。